

コンプライアンス

グローバル企業としてムラタが成長し、発展していくためには、誠実かつ公正な企業活動を実践することが不可欠です。従業員が法令を遵守し、倫理的に行動するために、企業倫理規範・行動指針を定め、徹底しています。



「企業倫理規範・行動指針」の小冊子を、当社および当社の国内関係会社の役員・従業員に配付しています。改訂版「企業倫理規範・行動指針」(グループ共通版)は、2007年6月から当社WEBサイトに掲載しています。英語訳・中国語訳を作成し、海外関係会社に配布する予定です。
URL : <http://www.murata.co.jp/csr/csr/02-02.html>

コンプライアンスとは?
企業が経営・活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、社会的規範などを守ること。

企業倫理規範・行動指針の改訂

企業人としての良識に従い、より自発的・自律的活動へつなげるために

役員・従業員の一人ひとりが社是を実践し、企業人としての良識に従って行動できるよう「企業倫理規範・行動指針」を制定しています(2002年7月策定、2007年4月改訂)。

2007年の改訂では、2002年以降に制定・改正された法令等を内容に反映させたほか、社会からの要請の変化も踏まえ、「他者への共感」をエッセンスとして『私たち』が主体的に行動していくことを宣言する内容に一新しました。

コンプライアンスの推進

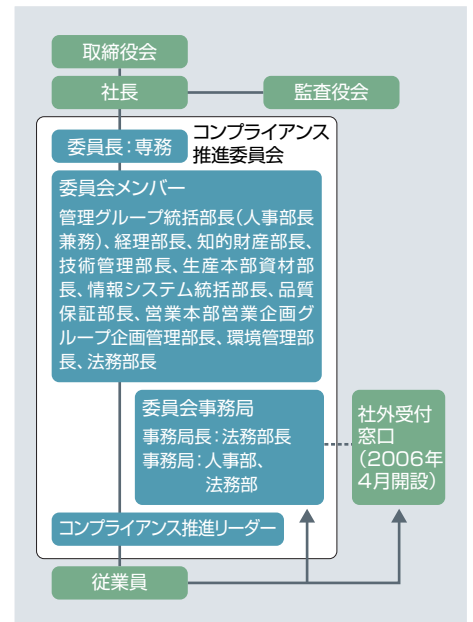
国内グループ各社でコンプライアンス推進リーダーを選任

社長の諮問機関として2002年からコンプライアンス推進委員会を設置しています。同委員会は、役員および幹部社員5名以上で構成されています。「企業倫理規範・行動指針」の改廃や周知活動の立案・実施について基本的な方向付けを承認し、倫理・法令等への違反や不適切な行為に対する全社的な措置について審議し、対応の勧告などを行います。

また、従業員への周知徹底のために、各部門でコンプライアンス推進リーダーを選任しています。リーダーは、通信教育・集合研修などのリーダー研修を受講し、そこで得た知識を、勉強会などを通して部内に伝達しています。

このほか国内関係会社においても当社のコンプライアンス推進体制やその活動をモデルとして、コンプライアンス推進リーダーを選任し、通信教育や集合研修を開催するなどの活動を進めています。

コンプライアンス推進体制



通報制度

社内と社外で受付窓口を設置

コンプライアンスにかかわる疑問や問題を、メールや電話などでコンプライアンス推進委員会事務局や社外受付窓口にご相談できる通報制度を設けています(匿名でも受付)。社外受付窓口については役員・従業員に限らずその家族や派遣社員・取引先の従業員等からも相談・通報できるようにしています。

さらに2007年4月からは、国内関係会社と、社外受付窓口の共同利用を開始しました。